

第4回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会 会議録	
日 時	令和7年10月30日(木) 午後6時00分～午後8時00分
開催場所	神奈川公会堂 1号会議室
出席者	(部会委員) 澤野部会長、戸張副部会長、石川委員、渡邊委員、植松委員、神谷委員、中川委員、明歩谷委員、山下委員、櫻井委員、相川委員、後明委員 (参考人) 反町第一町内会 伊波副会長、反町自治会 森田副会長、沢渡自治会 柴崎会長、鶴屋町町内会 峯岸会長
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者2名)
議題	学校規模適正化等の検討について
議事	<p>1 開会</p> <p>(事務局)</p> <p>ただいまより第4回「青木小学校学校規模適正化等検討部会」を開催いたします。</p> <p>本日は、御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>教育委員会事務局学校計画課の担当係長の井川でございます。本日はよろしくお願ひします。</p> <p>今回も、前回の検討部会に引き続きまして会議録、または部会ニュースの作成に供するため、部会の議事内容を録音させていただきますので、ご承知おきください。</p> <p>はじめに、本日の会議の開催について確認させていただきます。本日の部会は委員全12名のうち現時点で11名、御出席いただいております。1名、電車の遅延により到着が遅れていると伺っておりますので、到着次第、御参加していただかかたちになります。</p> <p>今回も前回に引き続き、関係する地域の自治会長及び副会長の皆様に、参考人として御出席いただいております。</p> <p>続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の資料は、「次第」、「資料1 委員名簿」、「資料2 席次表」、「資料3 検討部会ニュース（第3号）」こちらはクリーム色の冊子となっております。続きまして、「資料4 第3回部会での御質問への回答資料」につきましては、第3回検討部会にいただいた御質問に関する資料となっております。続きまして、「資料5 青木小学校学区内の保育園・幼稚園あてお知らせ」、「資料6 事務局に寄せられた御意見等一覧」、最後にカラーの資料の「資料7 青木小学校の学校規模適正化等について」、以上となっております。</p>

	<p>本検討部会における議事内容や御意見につきましては、先ほど申し上げました が会議録を作成するとともに、「部会ニュース」というかたちで会議内 容をまとめさせていただき、保護者の皆様へ学校を通じて配付させていただ きます。</p> <p>また、青木小学校の通学区域内にお住まいの方については全戸配付を、ポ スティングにて行う予定でございます。教育委員会のホームページにも掲載 する予定となっております。</p> <p>会議録や部会ニュースに掲載する検討部会の発言部分に関しましては、本 日御出席の皆様に事前に内容の御確認をいただいたうえで、公表させていた だきますので、前回に引き続き御協力いただければと思います。</p> <p>また、本日の検討部会も前回と同様に午後8時を目指して進行させていた だきたいと考えておりますので、御協力をお願ひいたします。</p> <p>それではここから先の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと 思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>(部会長)</p> <p>それでは第4回検討部会を始めたいと思います。議題に入る前に、本日の 会議の公開、非公開について事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>会議につきましては、一般に公開するものとなってございます。ただし、 検討部会の承諾があれば会議の一部または全部を非公開とすることができる とされています。</p> <p>第1回から第3回まではすべて「公開」となっています。今回の第4回の 公開、非公開につきましても、御議論いただくこととなっておりますので、 御意見をいただければと思います。</p> <p>(部会長)</p> <p>会議の公開、非公開について御意見等がありましたら、お願いしたいと思 います。</p> <p style="text-align: center;">—意見、異議なし—</p> <p>(部会長)</p> <p>それでは、第4回検討部会も「公開」で行いたいと思います。 事務局は傍聴者を入室させ、会議資料を配付してください。</p> <p style="text-align: center;">—傍聴人入室、資料配付—</p>
--	--

	<p>(部会長)</p> <p>それでは傍聴について事務局から説明をお願いいたします。</p>
	<p>(事務局)</p> <p>事務局から 2 点、注意事項について、御説明いたします。</p> <p>まず、傍聴人による写真撮影、録画、録音はすべて禁止となっておりますのでご了承ください。また、会議中の発言や部会の進行の妨げとなるような行為、部会の運営に支障が出る行為、運営に御協力いただけない場合は部会長より会場からの退去を命じることができると定められていますので、御了承ください。</p> <p>事務局からの説明は以上となります。</p>
2 前回までの検討内容の確認・第3回検討部会後の対応等の報告	
	<p>(部会長)</p> <p>それでは、次第2の議題に入ります。前回までの検討内容の確認及び第3回検討部会後の対応等の報告を事務局からお願いします。</p>
	<p>(事務局)</p> <p>それでは、先ほど御紹介した資料を使って御説明いたします。お手元に、クリーム色の冊子を御用意いただきたいと思います。</p> <p>部会ニュースの作成にあたりまして、皆様には御協力いただきまして誠にありがとうございました。こちらの「第3号の検討部会ニュース」につきましては、9月12日から19日の期間で青木小学校の通学区域内に全戸配付、ポスティングをしております。</p> <p>また、「すぐ一る配信」という、学校の保護者向けにお知らせするツールを通じて青木小学校の保護者の皆様にも通知をさせていただきました。</p> <p>それでは、冊子の1ページ目の太枠で囲われた部分、「第3回検討部会の主な内容」というところを御覧ください。</p> <p>前回の検討部会では、これまでに部会委員や地域の皆様から「通学区域変更にあたっては猶予期間を設けてほしい」との御意見を多くいただいたことを踏まえまして、事務局にて条件整理等を行いました。その結果、経過措置を設けた通学区域の見直し案ということで、前回の検討部会で新たに変更案(案③)をお示しました。</p> <p>第2回検討部会でお示した通学区域変更の案(案①・案②)と、第3回検討部会でお示した案(案③)、こちらについては、一度お持ち帰りいただき、部会委員、または参考人の方の所属団体からの御意見等も含めて、事務局で試算した「令和7年度義務教育人口推計」という新しい将来予測がございますので、こちらに基づく試算結果を次回お示しさせていただくというこ</p>

とで前回の検討部会を終え、引き続き本日、第4回検討部会で御議論いただくこととなっております。

続きまして、「資料4」の御説明となります。こちらは前回の第3回検討部会で皆様よりいただいた御意見に関する資料となっており、教育委員会としての見解や回答を紙面でお示しした資料でございます。

こちらは皆様に事前にお送りさせていただいておりますが、資料4の中で追加で資料に掲載している項目がございますので、御説明いたします。「資料4」の2ページを御覧ください。こちらの(4)が、追加で回答させていただいているところになります。仮に青木小学校の中で増築する場合いくら費用がかかるのか、と御質問をいただいておりましたので、想定される費用がどれくらいかかるのかというところを概算ではありますが、お示しさせていただきました。

続きまして、「資料5」の御説明となります。

従前より部会委員の皆様や地域の皆様から、実際に将来青木小学校に通うであろう未就学児のいる、保育園や幼稚園を利用している保護者に向けても周知したほうがいいのではないかという御意見を 통하여おりました。

そのような御意見を踏まえまして、部会ニュースの全戸配付後の9月26日に、青木小学校の通学区域内の保育園・幼稚園の17園を対象に、こちらの「資料5」をお配りしました。

また、現時点で青木小学校から通学区域変更をする可能性のある、二谷小学校、斎藤分小学校、三ツ沢小学校、宮谷小学校の保護者の方へ、青木小学校の現状と検討状況について、「すぐ一る配信」を行いました。第3回検討部会時よりも周知を行う範囲を広げる取組を行っております。

第3回検討部会後の対応状況の共有については以上となります。

3 寄せられた質問・意見について

(部会長)

それでは次第3の議題に入ります。部会開催後に寄せられた意見・質問等について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

お手元に「資料6 事務局に寄せられた御意見等一覧」を御準備ください。こちらは事前に皆様へ送付させていただきましたが、第3回検討部会以降に電話、メール等で合計22件の御意見や御質問が寄せられました。

本日は時間の都合もございますので、皆さまへ事前に御案内のとおり、読み上げについては割愛をさせていただきますが、事前送付後に、追加で御意見をいただいているので、そちらの御意見等については御紹介させていただきます。全部で3件ございますので、要約して御紹介いたします。

	<p>「鶴屋町一丁目のマンションは、住んでいる子どものほとんどが私立小学校へ行くので、公立小学校へ行く子どもは少数派だと思う。そのようなことも念頭に置いてほしい」</p> <p>「発災時に、防災拠点として青木小学校が指定されている町内会は学区に含めていただきたい」</p> <p>「青木小学校の周辺にある駐車場を数年間借りて6教室分を建てて凌ぐことはできないのか」</p> <p>以上、3件の御意見をいただきました。</p> <p>いずれも、御質問につきましては、事務局で回答できる範囲で回答させていただいているところです。</p> <p>「駐車場を数年間借りて仮設校舎を建ててはどうか」という御意見に関しては、仮設校舎を建設する場合、児童が日常的に使用する施設としての安全性、耐久性、設備基準、敷地面積の条件を満たす必要があるため、それらを満たす近隣駐車場を含む用地の確保は難しいと考えています。また、仮にそういう仮設校舎を、駐車場を借りて設置した場合、児童が体育館やグラウンドなど既存の施設を利用する際や、給食の配膳の際等に、道路を横断する必要が発生することから、児童の安全面や学校の運営上に懸念があると回答させていただきました。</p> <p>こちらの回答後に、追加で御意見をいただいております。</p> <p>「校長室や事務室、印刷室など、普段、授業で使わない教室を仮設の校舎に移して既存の校舎を教室に転用できないか」といった御意見もいただき、用地を確保することが現状では厳しいということと、児童の安全面と学校の運営上、懸念が大きいと考えているため、御提案いただいた対応については、現時点では困難であると回答させていただきました。</p> <p>寄せられた御意見・御質問の報告は以上となります。</p> <h4>4 議題「学校規模適正化等の検討について」</h4> <p>(部会長)</p> <p>それでは、次第4の議題に入ります。学校規模適正化等の検討について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>「資料7 青木小学校の学校規模適正化等について」を使用して御説明をさせていただきます。</p> <p>(事務局)</p> <p>資料3ページを御覧ください。</p> <p>こちら、青色の表がありますが、こちらは、青木小学校の児童数・学級数</p>
--	---

の最新の見込みとなっています。教育委員会事務局では、毎年9月にその年度の最新版として「義務教育人口推計」を作成し、市のホームページで公表しています。

前回7月に開催された第3回検討部会までは、前年度の「令和6年度義務教育人口推計」を基に、青木小学校や他の小学校の児童数・生徒数の見込みをお示ししてきました。今回、最新年度である令和7年度版に更新されましたので、改めてお示ししております。

青木小学校においては、不足教室への対策を今後行わないと仮定した場合、児童数はR13の欄に記載のとおり、最大で「866人」となり、その際の学級数は「28学級」まで増加すると見込んでいます。

表中、一番左の「R7」では「744」と記載がありますが、これは令和7年5月1日時点で青木小学校に実際に通っている1年生から6年生までの実数値となります。R8からR13に関しては推計値となっておりますので、御承知おきください。

次に学級数を御覧ください。例えば、R11の欄に赤字で「26」とあり、その下にかっこで「(28)」と記載されています。これは「学級境」を示しています。以前にも御説明しましたが、現在、小学生は35人で1クラスの学級編成となっています。そのため、36人の1年生がいる場合、1組と2組の2クラス編成となります。表中にかっこで「(27)」や「(28)」と記載しているのは、この「学級境」、いわば危険水域のような、最大でこの程度まで増えると見込んでいる数字となります。また、表下に「※」が4つ並んでいますが、その一番下が先ほどの数字についての説明となっています。

次に、内訳の基本数と急増数のうち、まず基本数について御説明します。令和7年5月1日時点で、青木小学校に通う1年生から6年生の実数値と、青木小学校の学区内にお住まいの0歳から5歳までの未就学児が、将来どの程度青木小学校に通うことになるかを予測して算出したものが基本数です。下段の急増数については、前回までの検討部会でも御説明のとおり、今後建設予定のマンションの入居時期や戸数をもとに、そのマンション等から各年度にどれくらいの児童が青木小学校に通うかという見込みを示したもので、令和8年度以降の推計値は、基本数と急増数を合算したものが最終的な青木小学校の見込み数として示されています。

こうした青木小学校に関する見立てから、青木小学校が近い将来、不足教室になる可能性が極めて高い状況であることには、依然として変化はない状況となっております。そのため、事務局といたしましては、引き続き、令和9年度が開始する前に何らかの対策が必要と考えています。

続いて4ページを御覧ください。

こちらのグラフは、青木小学校における「個別支援学級」に通う児童数を

示したものです。令和7年度では、「48人の8学級」という児童数・学級数で学校運営を行っている状況です。

表のとおり、「個別支援学級」に通う児童は現在、右肩上がりで増加している状況です。この傾向は、青木小学校だけでなく、全市的に増加している状況です。

先ほど、青木小学校に通う児童数が今後も増えると御説明をしましたが、それらの数字や見込みは「一般学級」の児童数であり、「個別支援学級」は含まれておらず、「一般学級」の児童が増えれば、「個別支援学級」に通う児童も増えてゆくのではないかと考えています。こうした点も踏まえ、対策や検討が必要な状況です。

続いて5ページを御覧ください。

上段の青い表は3ページでお示しした青い表と同じ内容です。一方、下段のオレンジ色の表は前回の第3回検討部会でお示しした推計値となります。最新版に更新した際にどれくらい変化があったかを示す資料となっています。

御覧いただきますと、数字が少し減っていることにお気づきかと思いますが、両推計表で数字が異なる理由について御説明します。

まず、青い表に青い四角で囲ってある箇所、※が3つ並んでいますが、こちらについて御説明します。最新版の義務教育人口推計では、令和7年5月1日時点の青木小学校に通う児童数と、学区内にお住まいの0歳から5歳までの人数をもとに算出しています。

下段のオレンジ色の表は、令和6年5月1日時点の青木小学校に通う児童数と、学区内の0歳から5歳までの人数をもとに算出した推計値です。この違いにより、年度によっては数名から10名程度、児童数に差が出ています。

少し分かりづらいかと思いますので、資料19ページを御確認ください。令和7年度時点と令和6年度時点での数字に差がありますと先ほど御説明しましたが、こちらの表に記載している数字は「幼児数」と「児童数」で上段と下段に分かれています。「幼児数」は0歳から5歳までの人数、「児童数」は1年生から6年生の人数です。それぞれ、青木小学校の通学区域内のお子さんが1年でどのように変化したかがわかる表となっています。

「幼児数」について御説明しますと、令和6年の幼児数で見ると、0歳のお子さんは「141人」ですが、令和7年になりますと「131人」になっています。これは、1年でその年齢のお子さんが10人減ったことを示しています。1歳のお子さんについても、「144人」が1年後には「135人」になっています。義務教育人口推計を作成する際には、その時点の0歳から5歳のお子さんが、青木小学校に将来、入学するであろう児童として計算しています。また、表右側の「幼児計」では、令和6年に「842人」いましたが、今年は

「818人」に減っています。こうした要因により、最新版の義務教育人口推計を作成した結果、以前までお示ししていた数字よりも少し減少する見込みとなっています。

次に、18ページを御覧ください。

こちらは以前の検討部会で御説明した内容となります、義務教育人口推計を最新版に更新する際には、先ほどの「幼児数」等に加え、今後開発される急増物件、建設予定のマンションについても最新の状況として精査しております。

推計作成時点で、今年度すでに入居済みとなった物件や、ファミリータイプから単身向けに間取りが変更された物件については、急増物件として取り込まない処理を行っています。グレーで網掛けをしている箇所が該当物件となり、入居確認が取れたものは急増物件から除外しています。

グレーの箇所は60戸、23戸、42戸といった規模ですが、推計上は大きな変化・影響はございません。人数が減った要因としては、先ほどの「幼児数」が各年で10人程度減っていることが大きく、その差が今回の推計に反映されたと考えております。

では、資料を前に戻し、6ページを御覧ください。

ここからは少し振り返りも含みますが、事務局がこれまでに御説明してきた通学区域の変更案は「案①」から「案③」までございましたので、「案①」から改めて御説明します。

「案①」については、対象地域や地図が記載されていますが、多くの地域において令和9年度以降の新1年生や転入生は青木小学校以外の学校に通学区域を変更するという案となっております。

地図を御覧いただくと、太字の赤枠で囲われた箇所が青木小学校の学区ですが、それより外の地域については、令和9年度以降は青木小学校に通うことは基本的にできないという内容になっています。こちらを最初に事務局として御提案しました。

7ページを御覧ください。

こちらは「案①」を仮に採用して学区変更を行った場合、青木小学校や変更先となるその他の学校において、最新の推計値で保有教室を超えないか、確認した結果です。

青木小学校については「案①」を採用した場合、保有教室が24学級あり、その範囲で収まるという結果になっています。緑色の表で示した周辺校、斎藤分小学校、三ツ沢小学校、宮谷小学校については、一部で保有教室を超える数字が出ていますが、これまでの御説明のとおり、増築や内部改修の余地

ある学校ですので、対応可能な範囲内です。
このため、「案①」は、青木小学校の不足教室を解消するひとつの方法として御提案しています。

続いて、8ページを御覧ください。

「案①」と「案②」の違いは対象地域ではなく、経過措置を設けるか否かとなります。「案②」は、一定期間、青木小学校にも通うことができる経過措置の対応を含めた案となっています。

次の9ページは、「案②」を採用した場合に学級数が規定を超えるかどうかを計算した結果です。御覧のとおり、R9からR12に関しては青木小学校の不足教室の状況を解消できない見込みとなっております。

このため、第3回検討部会での結論と同様に、「案②」を採用することは、不足教室の解消が困難という観点から難しいと考えています。

続きまして10ページを御覧ください。

こちらは「案③」で、前回お示しした案です。「案①」「案②」と大きく異なる点は、対象地域の一部を変更し、経過措置の期間を3年間として提案していることです。

また、10ページの左下のオレンジの〔1〕から〔5〕に記載されている新しいマンション等の物件については、令和9年度から学区変更を行う案になっています。オレンジの〔1〕から〔5〕以外の地域（グレーの〔1〕～〔9〕）を経過措置の対象とし、一定期間は青木小学校に通えるようにする提案となります。

次に、11ページを御覧ください。

前回の議論で「経過措置の期間を6年間にすべきでは」という御意見をいただきました。今回、令和7年度義務教育人口推計に基づき、改めて3年間から6年間まで経過措置を設けた場合に青木小学校がどうなるかを示しております。

最新の義務教育人口推計を基に試算した結果、経過措置期間を長く取る程、教室状況は厳しくなりますが、最も長い6年間の経過措置を取った場合においても、青木小学校が25学級以上になる見込みとはなりませんでした。つきましては、6年間の経過措置を設けても不足教室にならない見込みのため、経過措置を設ける必要性がない見込みとなったという結果となりました。

次の12ページでは、変更先となる周辺校ではどうかを示した表になります。

	<p>一部で保有教室を上回る状況がありますが、右側の「※」に記載のとおり、内部改修等を行えば対応可能であることが確認されています。したがって、青木小学校を含め、いずれの学校も対応可能な範囲で児童数は収まる見込みとなります。</p> <p>次に13ページを御覧ください。</p> <p>上段に記載のとおり、令和7年度の義務教育人口推計に基づき、「案③」の条件下でシミュレーションを行った結果、経過措置を6年間とした場合でも、青木小学校は教室不足にならないという見込みとなりました。そのため、このページ中央に赤字で記載しておりますとおり、新たに「案④」として通学区域変更を御提案いたします。基本的には「案③」をベースにしており、内容は次のとおりです。</p> <p>一つ目として、通学区域変更の対象地域および就学先は、「案③」と同様とします。</p> <p>二つ目として、対象となる新規マンション等は「案③」と同様に、令和9年度から学区変更を実施します。</p> <p>三つ目として、「案③」で経過措置の対象としていた地域については、指定校の変更を行ったうえで、現時点では経過措置の期間を設けず、令和9年度から「特別調整通学区域」を設定する案となります。</p> <p>ただし、表の下段に記載のとおり、通学区域変更後も児童数・学級数の推移を注視し、再び教室不足の見込みが出た場合には、必要に応じて対応していきたいと考えています。</p> <p>次に、14ページを御覧ください。</p> <p>こちらを御覧いただくと、「どの地域がどうなるのか」を改めて御確認いただけると思います。まず、ページ左下のオレンジの〔1〕から〔5〕については、令和9年度から青木小学校ではなく、別の小学校に通っていただく形での通学区域変更を行う予定です。</p> <p>次に右側の表、グレーの〔1〕から始まる地域についてですが、指定校と受入校が記載されており、受入校はすべて赤字で青木小学校となっています。グレーの〔1〕から〔7〕にお住まいの方は、各御家庭の選択によりますが、引き続き青木小学校に通うことが可能です。</p> <p>そのため、兄弟姉妹の在籍状況などを考慮しなくとも、基本的には青木小学校を選択できるという内容になっています。</p> <p>次に、15ページを御覧ください。</p> <p>青木小学校と周辺校を含め、経過措置を設けないという「案④」を採用した場合の青木小学校を含む周辺校の児童数・学級数の見込みを示しています。</p>
--	---

す。

続きまして、16ページを御覧ください。

こちらは「事務局としての見解②」として、仮に「案④」が採用された場合の学区変更後の留意事項と、その後の対応について記載したページです。

ページ下部の赤枠に記載のとおり、

「現時点で事務局が把握し得ない住宅等の開発が今後行われる」

あるいは

「想定以上の転出入（お引越しなど）によって、児童数が増加する見込みとなる」

こうした要因により、青木小学校や他の小学校で教室不足が生じる見込みとなった場合には、特別調整通学区域を設定している地域を念頭に、「特別調整通学区域の解除」を含めた調整を行う等、柔軟に対応していきたいと考えています。

次に、17ページを御覧ください。

こちらは「特別調整通学区域が解除」となる場合のスケジュールについて御説明します。特別調整通学区域が解除されるということは、指定校と青木小学校のいずれかを選べる状況から、青木小学校が選べなくなることになります。このページの表は解除までのスケジュールを示しています。R10、11、12年度と記載されていますが、これは必ずその時期に実施するというものではなく、あくまで例となります。

仮に、令和12年度に教室不足が発生する見込みとなった場合の調整・手続きのスケジュール例として、一番下に記載のとおり、解除する年度の2年前の12月を目途に教育委員会事務局が解除の判断を行います。その後、地域説明を経て、前年の8月までに事務手続きを終え、解除するといった流れを想定しています。

このような事態にならぬことが最善ですが、予期せぬ開発やマンション建設に備え、事務局としては、このようなかたちで必要な調整等をさせていただきたいと考えているところです。

最後に20ページを御覧ください。

こちらは今後のスケジュールについて、改めてお知らせするものです。第1回検討部会でも触れましたが、今後の流れを再度、御確認いただければと思います。

本検討部会については、上部に記載のとおり、青木小学校の教室不足対策等に関する「意見書」を最終的にとりまとめていただくことが一定のゴールとなります。この意見書は、下に示す矢印の流れで「横浜市学校規模適正化

等検討委員会」にて意見書に基づき、審議が行われ、答申書がとりまとめられます。その答申書は、教育委員会に提出され、改めて審議・承認が行われた後に、学区変更を行うと決定した場合には、事務局で事務手続きを進めるという流れとなっております。

事務局からの説明は以上です。

(部会長)

事務局より令和7年度義務教育人口推計を基にした各案の試算結果の報告、そして試算結果に基づき「経過措置」の期間を設けないとする新たな「案④」の提案と説明がありました。

ここからは、これまでに示された各案について、部会委員および参考人の皆様から御意見を伺いたいと思います。

まず、第3回検討部会と同様に、部会委員の皆様から御意見をお伺いします。部会委員の皆様から御意見をいただいた後、参考人の皆様から御意見をいただきます。その後、副部会長、部会長の順で意見を述べさせていただきます。

なお、御意見をいただく際に出た御質問については、その都度、事務局より回答をお願いしたいと思います。

それでは部会委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

第3回検討部会後、栗田谷北の会長とも話し合いをして、こども会の方にも一緒に考えてほしいと思い、こども会の会長も含めてアンケートを取ろうということになり、9月30日まで期間を設けまして、アンケートを実施しました。

未就学児の保護者のアンケートも一緒に取らせていただきました。

それについてまとめていただいた栗田谷北の会長からお話を聞いてみたいと思います。

(委員)

過去3回の検討部会で質疑が行われ、情報開示についても一般の方に行ってきました。

その中で、栗田谷の事例に関する話題となり恐縮ですが、一般の方がどのような意見や要望を持っているのかを把握するため、先ほどお話をあったとおり、アンケートを実施しました。

アンケートは8月初めから9月30日までの約2か月間の期間で行い、全体で127件の回答をいただきました。

	<p>最初に、回答があった方の子どもの年齢についてです。小学校に入学前の未就学児、在学中の子どもを持たれている御家族の比率が62パーセントくらいになっていますが、非常にこういう御家庭が関心を持たれているということが分かりました。</p> <p>2番目に、青木小学校の学区変更について、一般の方がどれだけ内容を分かっているのかということで、アンケートの中に周知度の項目を設けました。</p> <p>まず、「知らない」という方が15パーセントいました。「知っている」方は79.5パーセント、「よく知っている」方は5.5パーセントということで、これが一般の方への周知度ということで、御理解いただければと思います。</p> <p>続きまして、質問や要望が書かれているかと思いますが、全127件のものを集約しました。</p> <p>主な御意見や要望につきましては、以前からもお話があるとおり、居住地選択にあたりまして、青木小学校の学区ということが選択肢の一つということで、これが青木小学校に行けなくなると困るという方がかなりいました。また、学区の変更は反対ですという方が約20件と1番多かったです。それに反しまして、通学区域の変更はやむを得ないという意見は12件ありました。</p> <p>また、栗田谷に限った話ですが、斎藤分小学校が指定校という形になっており、斎藤分小までの想定される通学路は交通量が多く、歩道がない、見通しが悪い、横断歩道や信号がない、住宅地の中の狭い道、人通りが少ないところを歩いていかないといけないという面で非常に危険だという御意見がありました。これが11件ほどありました。</p> <p>次に、学校選択にあたりまして自由な選択をすることを希望するということで、先ほどお話がありましたとおり、特別調整通学区域、今回、案④で青木小学校を選ぶことができるということで御案内いただきましたが、そういうかたちを希望している方が7件ありました。</p> <p>また、学区外からの越境入学の対策をお願いしますという意見が5件、学区変更に伴う自治会や子ども会活動の分断が心配ですという御意見がありました。</p> <p>その他、学区変更に伴う地域と家庭の負担の増、学区変更後の中学校の進学先はどうなるのか、通学区域変更に関する説明会を希望したいといった御意見がありました。</p> <p>また、斎藤分小学校の現況を知りたいということで、学童クラブとか登下校のことや、数年後に閉校するのではないかと不安な気持ちを持たれている方もいらっしゃいました。</p> <p>集約いたしますと、以上のような御意見がございました。部会ニュー</p>
--	--

ス第3号にあった意見、要望と同じような内容の御意見でまとまっていました。どこの方も同じような御心配をされているんだろうなということがよく分かりました。

このような意見や要望を検討部会の中で御審議いただいて反映させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。栗田谷北、南からは以上でございます。ありがとうございました。

(委員)

青木第一地区の事務局として参加させていただいていますが、個人的には松ヶ丘自治会の会長でございます。

「案④」についてですが、松ヶ丘の旧JR社宅に以前は6棟建っていました、300世帯おりましたが、そこが今は更地になっております。こちらにいつ建物が建つかは分かりませんが、90～100戸のマンションになるであろうということは想像に難くないので、こここのところが三ツ沢小学校に行くことで収まるのであれば、やむを得ないかという所感です。

個人的には、1つの自治会で2つの小学校を抱えるということはかなり大変なことになるだろうと思っています。こども会も三ツ沢小学校のことと青木小学校のことと二つの学校のことを考えていかなくてはならないですし、地域のこどもたちの間で友人を作れたとしても、それぞれが別の小学校に進学するという事態が起こるかもしれませんので、できれば避けたいことではありました。

しかし、90戸のマンションが建つと小学校に通うこどもが30人から40人、1クラス分くらいは増えるだらうと思いますので、そのこどもたちが三ツ沢小学校に行くことにより、他の地域が青木小学校に行けるようになるのであれば、松ヶ丘としては収まりがいいかと思います。1つのマンションを三ツ沢小学校の担当区域と割り切って、自治会運営、少年部（こども会）の運営をしていきたいと考えています。

青木小学校の学区は、ほぼ変更がなく、ここ数十年やって参りましたので、非常に結束が固いですし、その中で斎藤分小や宮谷小など、今まで考えていなかつたところへ地域のこどもたちが行くということは、学区全体を見る者としては非常に不安です。

特に斎藤分小などは、先ほどのアンケートにもありましたが、統廃合の対象だったところが継続となったことで、斎藤分小に関わってらっしゃる方はお喜びだと思います。斎藤分小に行かれたい方は、もちろん斎藤分小へ行かれて構わないと思いますし、青木小学校へ行かれたい方の希望も生かされるのであれば、それでいいと考えて割り切ろうと思っております。

	<p>(委員)</p> <p>大体今のお話を伺っているとおり、どこの地域も同じような悩みや不安をお持ちだと思います。</p> <p>私たちの台町、鶴屋町1丁目には、特に鶴屋町1丁目の地域にタワーマンションができまして、そこから実際に青木小に通学されているのはごくわずかな所帯です。それ以外は法人関係の使用で、住居としての使用はほとんどないような状況です。</p> <p>また、新しくできた60数部屋の新築マンションにおいても、70m²以上のファミリータイプというのは10パーセントくらいで、ここはまだ通学の方は出ていません。</p> <p>したがって、各地域と個別に教育委員会と話し合う必要があるのではないかと考えています。こういう公の場で私たちの情勢をいくら言っても、それぞれの地域で状況が違うということで、個別に一度会ってよく内容を聞いていただきたい、そういう気持ちで今日は来ております。</p> <p>(委員)</p> <p>私は桐畠に所属しております、「案④」が妥当かなと思っています。実際に経過措置を取らなくてもこのような数字が出たということは、ふたを開けてみたらそこまで増えなかつたということも想定されるのではないかと思っています。</p> <p>先ほど資料の19ページの児童の減り方とあまり増えない状況を見て、やはり転出入の激しい地域であることも考えられますが、桐畠に建つ200世帯のマンションは、おそらくかなり金額の高いマンションになるので、ファミリータイプの方が買うかどうかは想定できない部分もあります。実際、建築後にこどもが通いだしたら、そんなに大変なことにはならなかつた、ということになるのではないかと個人的には思います。</p> <p>他の方の御意見の中で、「地域ごとに個別に話し合いを」という御意見がありましたら、こうやって検討部会を行っているので、個別ではなく教育委員会にお任せしたいと考えているところです。</p> <p>(委員)</p> <p>私の町内会では、青木小と二谷小のどちらかを選んでいいということで、私も「案④」に賛成です。理由としては、今の校舎から新しい校舎を追加で建てるとすると、5.5億円程度かかると書いてあります。使うのは税金です。仮定の数字なので、そんなに児童は増えないかもしれません。新たに作つて、児童が増えなかつたら、これこそ税金の無駄遣いだと思います。それも考慮してほしいです。私はそのような意見です。</p>
--	---

(委員)

みなさん、青木小学校を愛されている地域にお住まいの方なので、様々な御意見があるのも十分、分かりますし、青木小学校から別の小学校へ学区変更しても良いと思う方がいないのは、どの地域も一緒だと思います。

ただ、先日の運動会の状況を見てお話をいたしますと、当日は青木小のPTCAで警備や運営や誘導を行っていましたが、かなり満員の状況で、参観する保護者も2名に限定して、御家庭によっては祖父母や兄弟姉妹が見に行きたいという御希望があっても、入口で確認して帰っていただく程厳密に対応しないと、グラウンドのキャパシティがない状況でした。

こどもたち自身も、他の小学校のようにグラウンドに椅子を出して座ることもできなかったです。それぞれ新聞で作った座布団を置いて、そこに詰めて座って、その周りで保護者が立って見ているという現状を踏まえますと、いろいろな御意見があるのは分かりますが、正直に申しますと、この「案④」が一番現実的であり、指定校と受入校で選べるということで、この地域に住みたいと思ってきた方や青木小に就学することを準備してきた方にとっては、不利益が一番少ない状態なのかなと思っています。

ただ、栗田谷北・南自治会の皆さんのお意見も読ませていただきましたが、1つ気になったこととしては、お子さんを持つ方への説明が不十分なのかなと思います。もちろんこの場では丁寧に御説明いただいて、私も理解していますが、それを伝える場がなく、実際に通わせる、通っている保護者への説明会というのが最初に行われた1回限りで、あとは配付物に限定されていて、栗田谷北・南の地域からの御意見も不安だからこれだけ多くの意見がきていると思います。

本来はこの検討部会で話し合っていくことだと思いますが、地域ごとは大変だとも思いますので、保護者や地域の方に同じような説明をしていただけるとありがたいと思います。

気になったこととしては、前回は6年間の経過措置という話でしたが、今回は期限を設げず特別調整通学区域を設定いただけるということなのですが、逆に言えば、6年間も保障されない可能性もあるということになりますか。その点について申し上げますと、経過措置の最低限の具体的な期間は約束をしてほしいです。約束をしたうえで、その後の期間が8年なのか10年なのか分かりませんが、それが2年前に分かるなら良いと思うのですが、読み替えると2年後に「変更になります」があり得るのかなと。そうならないことを願いたいのですが、そうなった場合、特別調整通学区域として期限を設けなかったことが、よくないことになってしまふのかなと懸念しています。

あとは、栗田谷からの御意見を例に挙げると、青木小に通いたいからこの地域に住んだという御意見も多いので、不動産業者への周知徹底、青木小の現状を確認しないまま、「ここの住宅の指定校は青木小」と言っている事業者も多いとは思いますので、それをどのように周知徹底するかというのは難しい部分ではありますが、新たに買ってしまって通えない、どうしてくれるのでかという意見が増えないような措置ができたらいいと思います。

また、現実問題として、登校班や中学校の心配をされている方もいたので、次の段階の話としては、中学校は松本中なのか栗田谷中なのか、それぞれの小学校に紐づいた中学なのか、そこも近隣の保護者の方に御説明いただく際には説明していただけすると、より安心していただけるのかなと思いましたので、そのあたり念頭においていただければ、一番現実的なのは「案④」だと思います。

(事務局)

一部、御質問をいただきましたので、回答いたします。

先ほど、6年間の経過措置の話がありましたが、前回の検討部会で事務局からは3年間でお願いしたいとお話をさせていただきました。その理由として、今後、青木小の学区内で新たにマンションが開発されたときに、3年以上にしてしまうと対応ができなくなってしまい、青木小が再び教室不足の状況になってしまうためです。事務局としては、マンションの計画を把握してから、大体3年間の間であれば対応できるかなというところで、3年間という見込みをお示しさせていただいたのと同時に、6年間だと25学級が見えてしまう状況であったため、前回は3年間と御提案させていただきました。

御指摘いただいたとおり、今回の「案④」において6年間の経過措置を仮に講じた場合は24学級以内に収まり、2つ課題がある中の1つが解消されました。ただ、今後、青木小の学区内で、新しいマンション等の住居が一つ、どのくらいの規模で建設されるかというのは我々も把握できない部分もございますので、3年間、6年間という括りではなく、期限としては設けないかたちで、青木小も引き続き選択することができる案を御提案した次第です。

ただし、今後、例えば新たな大規模住宅が青木小学校の学区内にできてしまった場合、その影響によって青木小が再び教室不足になる見込みとなり、通学区域調整の他に方法がない、といった場合には、特別調整通学区域が設定されていて、青木小を選べる地域については、解除させていただく方法も考えたうえで、この「案④」をお示ししているところです。

中学校のお話が出ましたが、事務局といたしましても、この案とした場合、中学校はどうすべきかといった点も検討事項と考えております。ただし、中学校の調整を、この検討部会の中で最終的に決定するというはどうなのかというところで、対応として決めかねている状況です。委員から発言があったように、青木小学校の学区がこうなるので中学校の学区の調整はこのような形で調整するのはどうでしょうか、といったかたちで、個別に地域にお話させていただくことも選択肢の一つとして考えているところです。

まずは小学校がどうなるのか、その状況を踏まえて、その後、中学校についてもリミットがありますので、それまでに必要な調整を行い、地域の方にも丁寧に御説明をしていきたいと考えております。

19ページを御覧ください。昨年の0歳から1歳に移ったときに10人減りました。同じく昨年の1歳の子の「144人」が、1年経過して「135人」となりました。事務局では、こうした「1年経つとどれくらいになるか」ということも計算には見込んでいます。しかし、マンションや戸建てでお子さんが増えているはずなのに10人減ったというのは、思った以上に減ったというところが我々も思っているところです。

また、昨年0歳のお子さんが「141人」のところが、今年は「134人」となっており、横浜市の将来人口推計では神奈川区の0歳はしばらく横ばいより少し増えるだろうという予測で統計として出していました。しかし、今回0歳は7人減ったという状況について、細かい要因は何かというと、我々も分かりかねるというのが正直なところです。推計作成においては、5月1日時点の住民基本台帳の情報を基に計算していますが、結果を見たときに想定とは違った下振れの数字が出たということが、今回24学級で収まる見込みとなりました。

一方、青木小の通学区域内は、住みやすい地域ということで、今後転居してくる可能性もゼロではないというところで、我々として出せる最新の推計を基にした推計結果では、「案④」の通学区域変更を実施した場合、しばらく24学級で収まるだろうということしかお示しできない中で、いつまでにという期限を設ける段階でもないため、このままお示した推計のとおりになれば、期限を設けず選べる学区になるというかたちで、事務局としてもそれが一番望ましい方法と考えています。しかしながら、リスクとして、万が一教室不足が再び見込まれたときに、その対応をどうするのかという課題がございます。

今回、事務局の見解でお示しさせていただいたとおり、2年ほど前には判断しないと周知もできませんし、就学事務の手続きもございますので、スケジュール感としては、17ページでお示したかたちで対応させていただきたいということで、「案④」とセットで今回お示しさせて

	<p>ただきました。</p> <p>(委員) 今後、予定のない新しいマンションができた場合、そのマンションは通学区域変更の対象物件になるのでしょうか。</p> <p>(事務局) 建設場所や戸数などの条件によると考えています。 例えば、青木小学区内の中心部にタワーマンション等が計画された場合、今回通学区域変更対象としてお示ししたマンションと同様に、通学区域変更の対象とするかについては、現時点では判断できないというのが正直なところです。 学区の境付近であればその可能性は高いと思いますが、その場合も状況を見て判断する必要があると考えています。</p> <p>(委員) 内部指針でも構いませんが、マンション事業者が建築確認や事前調査を行う段階で、大型マンションになる可能性がある場合には、青木小ではなくなる可能性があることを伝えていただきたいと思います。そこで一度歯止めをかけていただければ、ど真ん中に建つマンションが最初から青木小学区とうたわれず、もしかしたら違う学校になるかもしれないという前提で進めることができます。 その段階で気づければ、建設までにタワーマンションクラスだと4～5年かかると思いますので、2年ではなくもう少し猶予があるのでないかと思います。</p> <p>(事務局) 我々、教育委員会事務局は横浜市役所の一部局でもございますので、事業者から直接情報を得る場合もございますが、都市整備や建築などのまちづくりの部局からも情報を受け取っています。 現状、青木小の学区内で大規模なマンション計画が出された場合、必ず事業者に対して総戸数、ファミリータイプの戸数、入居時期、販売時期などの状況を確認しています。一方、事業者から通学区域の確認を求められることもございますので、その際は、青木小で教室不足が見込まれる状況にあれば、現行の通学区域はこうですが、今後も同じ区域であるかは分からないということを伝える場合もございます。 いずれにしても、この検討部会が終了したら終わりという事案ではございませんので、教育委員会事務局内でしっかりと引き継ぎを行い、継</p>
--	---

	<p>続的に対応していきたいと考えています。</p> <p>(委員)</p> <p>沢渡は3つの通りに分かれています。北側の通りは三ツ沢小に通いや すいのですが、真ん中と南側の通りは朝鮮学校の近くで山が高い場所に あるため、真ん中や南側の地域が三ツ沢小になると遠くなってしまうと いう声が多く届いています。</p> <p>私は北側に住んでいるので、学区変更も仕方ないかという声も聞いて いますが、やはり皆さんから不安の声が届いていますので、そうした声 を丁寧に聞いて不安が少しでもなくなるように対応していただければと 思います。</p> <p>1点質問ですが、資料の中で新しい物件が入っていないのは何か基準 があるのでしょうか。沢渡の郵政社宅跡地がマンションになっていると 思いますが、その点について確認したいです。</p> <p>(事務局)</p> <p>事務局で新しい推計を作成するにあたり、その時点で入居が確認でき ている物件については、急増物件に含めておりません。沢渡の郵政社宅 跡地のマンションはすでに入居が始まっているため、今後、入居予定の 急増物件としては資料には入れていない状況です。</p> <p>(委員)</p> <p>わかりました。</p> <p>(委員)</p> <p>資料を事前に拝見し、住民の方からかなり多くの意見が寄せられてい ると感じました。特に、部会に参加できない子育て世帯や、これから小 学校に入学する保護者からの意見が多かったように思います。</p> <p>しかし、そうした方々の意見が十分に吸い上げられていない印象があ りますので、地域の方々と教育委員会が説明会や直接話し合う機会を設 けた方が良いのではないかと考えます。丁寧な説明が必要だと思います。</p> <p>個人的には「案④」が現実的な案ではないかと思います。ただ、アン ケートにもあったように、①～⑤のマンションのような、これから 建設される物件について通学区域を変更する場合、そこに住む方によ つては、なぜ一番近い青木小学校に通えないのかという意見が必ず出てくる と思います。その点は、丁寧に説明を行う必要があると考えます。</p> <p>また、通学路の問題もあるかと思いますが、受け入れ先の学校につい</p>
--	---

ての情報が不足しているため、保護者が不安を感じているのではないかと思います。これは青木小学校だけの問題ではなく、広い視点で考えるべきことかもしれません、例えば、斎藤分小や二谷小に通いたくなるような、魅力を感じられる情報を提供することも必要だと考えます。青木小で過密状態の中、学習するよりも、斎藤分小や二谷小で学習した方が、こどもたちにとって良い環境になるのではないか、こうした点をアピールすることが必要だと思います。

これだけ意見が出てくる背景には、教育委員会や部会で決定されることに対する住民の抵抗感があるように感じます。住民が自ら選択できる仕組み、魅力ある小学校を選べる環境を整えることが望ましいと思いました。

(委員)

青木小学校は地域に愛されている学校ですので、「案④」が出てきたことで、多くの方の思いが残る案になったと感じています。一方で、児童数が減ることはあまり想定できない状況です。子どもの数は確実に増えており、転入はどんどん増えている一方で、転出は少ないという現状もあります。そのため、楽観視はできないと考えています。

現在、ある学年では現在139名となっており、あと2名入ると学級が増える状況です。あまりないことですが、どこかの学年に多くの転入があった場合、当然学級増となります。児童数だけでなく、学級数の問題もあるため、容易に困難な状況、キャパシティオーバーになる可能性が高いと考えています。

そうなると、「案④」は逆に不安要素が大きいと感じます。一度に多くの転入があった場合、急激な児童数の増加につながる可能性もあります。その先を見たとき、どうなるのか分からない状況です。学校としては、「案④」が本当に良い案なのか、安心できるものなのかは判断が難しく、心配は尽きないと感じています。

(参考人)

基本的には、私はまだ学区変更に反対です。ただ、どうしようもない状況で「案④」が出てきたわけですが、それもできれば期限なしで考えていただき、実際に危なくなる2年くらい前のタイミングで、いつ実施するのか決めていただきたいと思います。

その際のことですが、第2回から参加しており、その頃からお願いしていくまだいただいていない情報があります。事例や、町内会としてどうなるのかという情報をいただけるという話でしたが、まだいただけていないので、ぜひお願いしたいです。また、区など周辺からどのような

サポートをいただけるのか、その情報も知りたいです。

通学の際の安全性についても非常に心配しています。下校時間帯はそれほど危なくないかもしれません、登校時は危険です。私は沢渡ですが、近い場所もあれば遠い場所もあります。通学時に遠い場所のこどもたちが、今の集合場所から指定校の集合場所まで移動する際、教育委員会の予算で支援していただきたいです。小学校1年生から変わった場合、保護者が「いってらっしゃい」と送り出すだけでは不安です。

高齢者の方などで見守りを請け負ってくださる方もいると思いますので、そのようなサポートをお願いしたいです。

また、35人学級についてですが、法律で決められているものだと思いますが、正当な理由があって学校運営側で許容される場合には、受け入れられる可能性はゼロではないと考えています。一時的な増加など、柔軟に対応していただきたいです。

さらに、クラスの追加についてですが、キャパシティの問題はあると思いますが、体育館の下のスペースを活用し、一部の教室ではない場所(図書室など)を移動させる工夫もできるのではないかと思います。

あと1クラス、2クラス程度の余裕はあったほうがよいと考えます。

運動会等の学校行事に参加できていない立場から見えていない部分もあるかもしれません、そのように考えています。

(参考人)

まず、「案④」が出てきたことにはっとしています。今後のスケジュールとして、意見書のとりまとめがあると伺っていますが、反町第一町内会として意見を申し述べたいと思います。

第一に、町内会とはどういう組織なのかを改めて考えていただきたいと思います。町内会は、行政の手が届かない細かいエリアの管理を、自分たちでお金を出し、ボランティアベースで行っている組織です。おかげさまで、我々の町内会はその品質管理ができていると考えています。

ところが、「案③」までの通学区域変更の内容では、町内会のなかで分断が起きるのではないかという声が上がっていました。有事の際に、こどもたちが今までの範囲より4倍、5倍も広い範囲に散らばり、どこにいるのか分からない状況が起きる可能性があります。また、異なる小学校の児童が異なる方向から帰宅することにも不安を抱いていました。申し上げたいのは、行政の都合で、町内会が維持してきた品質を損なう要素は増やさないでほしいということです。先ほど「お金がかかるからやめたほうがいい」という意見もありましたが、そうした要素があるのであれば、お金をかけてでも解決してほしいと考えています。反町第一町内会としては、その点を意見書にまとめ、進言および答申書のとりま

	<p>とめにつなげていただければありがたいと思います。</p> <p>(参考人)</p> <p>私が意見を述べる前に、ほとんどの意見が出てしまったので、まとめた形で質問させていただきます。</p> <p>大事な流れとしては、検討の結果、「案④」にまとまったことで一件落着という気持ちになっています。私は老人会として、青木小学校の運動会に参加しましたが、参観できる保護者は2名に限定されていたため、出られなかつた方がほとんどでした。児童の両親が参加すれば、お孫さんの顔も見られない状況です。正直、現在の24クラスというのは、本当にいっぱいいっぱいだと思います。</p> <p>懸念としては、新築だけでなく中古物件も非常に売れていています。購入時に5,000万や6,000万だったマンションが9,000万で売れるなどしており、教育委員会が言うように、児童数はどこでどう変わるか分かりません。10年、20年後に増加し、24学級が限界になる可能性もあります。</p> <p>町内会としては、「案④で決まりました」と説明する一方で、最悪の場合、いつ解除されるか分からないということを住民に伝えなければなりません。担保される期間が何年あるのかという問題もあります。</p> <p>在校生は助かるとしても、弟や妹は一緒に通えるのか。その辺り、解除した際に元の案のまま進むのか、タワーマンションが建った場合はそこだけを学区変更し、元々青木小の学区だった地域はそのまま通えるのか。解除の条件が分からないと、常に不安を抱えることになります。</p> <p>その点について、明確な説明をお願いしたいと思います。</p> <p>(事務局)</p> <p>ありがとうございます。御指摘いただいたとおり、我々も「いつ」ということが確信をもってお答えすることができず、御心配をおかけしてしまう点については、申し訳なく思っております。</p> <p>他の委員からも御意見いただいているように、我々は毎年9月に義務教育人口推計の最新の結果に基づいて、今後の児童数や学級数の見込みが示されますので、それを毎年確認していかなければならないと考えています。</p> <p>また、開発動向の把握についても、前回や前々回の資料でもお示ししたとおり、建設業界の新聞をチェックしたり、土地の売買の動きを確認したり、横浜市の他部局から情報を得るなど、我々も可能な限り対応しているところです。ただ、引っ越しや転入、代替わりなどは完全に把握することが難しいのが現状です。</p> <p>その意味で、心配の種が残っているというのは御指摘のとおりです。</p>
--	---

資料7の17ページでは、正直な形で事務局としての考え方をお示しましたが、これまで部会で議論してきたことを踏まえ、少しでも良い形を今後も模索していきたいと考えています。そのうえで、現時点でお示しできるのが「案④」であることを御理解いただければと思います。

(参考人)

今日は意見の順番が最後になりましたが、皆さん立派な意見を述べられていたので、私からは意見というよりは感想を申し上げます。

今回の変更案を見て、私もほっとした気持ちです。私自身、青木小学校に在学していたこともあります。青木小学校には愛着があります。初めて案を聞いたとき、私の地域は二谷小学校ということで、距離からすれば二谷小のほうが近いので、会長と「なつたら、なつたで二谷小に行けばいいのでは」と話していました。

私の町会はこの中で一番小さい町会で、平屋（一軒家）は40軒もなく、マンションも3棟で全体として300世帯程度です。こども会の保護者の方に聞いたところ、こどものいる家庭も30世帯程度しかいないとのことでした。

私も、朝どんなふうにこどもたちが学校に行くのか見に行ったことがあります、8時頃に集まって集団でさっと行ってしまい、話もできませんでした。地域の行事もたくさんありますが、なかなか参加する方は少なく、今のマンション住まいの若い保護者はほとんど働いているため、普段顔を合わせることもありません。こどもたちもまちで遊ぶことがなく、いるのかいないのか分からぬ状況です。

先日、青木小の運動会に参加し、こんなに児童がいるのだと驚きました。先生方も大変だと思います。こうした状況を踏まえ、今回の「案④」が出て、少し安心したというのが率直な感想です。

(副部会長)

既にほとんどの意見が出ているので、私から申し上げることはあまりありませんが、もうすでに1年ほどかけてこの部会を進めており、当然どこかで結論を出さなければならない段階になっていると思います。

完全な状態で結論を出すのは難しく、不安が残るのは当たり前です。誰でも意見があり、不安を感じるものです。しかし、先ほどの話にもあったとおり、予想外に児童数が増えていないという状況になりました。そうなると、多くの方は「青木小学校に通いたい人はそのまま通える」ということです。現時点では、これが最善だと思います。

これまでの案では3年間の期間を設け、その後は青木小学校ではない別の小学校にという内容でしたが、それがなくなり、ある意味で振り出

しに戻ったような状況です。「案④」を部会としての結論とするのがよいと考えます。

私は上反町に生まれ、ずっと住んでいますが、上反町には大きなマンションが建つことはありません。建てても採算が取れないためです。したがって、少なくとも青木小学校に近い上反町には、大規模マンションが建たないので、その点の心配はありません。こうした状況を踏まえ、「案④」で結論を出すのがよいと考えます。

(部会長)

先ほどの事務局からの報告にもありましたとおり、今回令和7年度の義務教育人口推計を基に試算した結果、これまでと少し状況が変わりました。

国全体の人口推移は減少しており、青木小学校のような状況は他ではあまり考えられないと思います。

長年住んでいた方が亡くなると空き家になり、その後、マンションが建つことがあります。そのマンションにはこどもがいないケースが多いです。つまり、独身やこどもを持たない世帯が増えているということです。地域によっては大きなマンションでこどもが増えている一方、逆にこどもが増えない地域もあるという現象が起きています。

この先を考えると、タワーマンションができればこどもが増えるかもしれません。しかし狭い地域では既存のマンションにこどもがほとんどいないという現象もあります。将来の予測は非常に難しく、確実な見通しを立てることは困難です。

この点については、今後も委員会で検討されると思いますが、人口の動きが極端に変わらないどころか、むしろ減少していく可能性もあると感じています。したがって、もう一度考え方を変える必要があると思います。

以上、皆さまの意見を伺って感じたことを申し上げ、私の発言を終わりります。

(部会長)

それでは、皆さんから意見をいただきましたので、各委員・参考人からいただいた御質問について事務局より回答をお願いしたいと思います。事務局の回答も踏まえ、さらに議論を深めたいと思いますので、御意見や御質問がありましたら挙手をお願いいたします。

(事務局)

閉会時刻に近づいておりますので、現時点で御発言を希望される方がいらっしゃいましたら、挙手にてお知らせ願います。

	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>—質問なし—</p> <p>(事務局)</p> <p>頂戴した御質問につきましては、後日、事務局より皆様に御回答申し上げる場合がございます。それでは、部会長にお戻しいたします。</p> <p>(部会長)</p> <p>時間の都合もございますが、特段の異議もないようですので、青木小学校の不足教室対策については、通学区域の見直しを行う方向で、当部会として今後、検討を進めたいと思います。</p> <p>また、事務局から複数提示された通学区域の見直し案のうち、当検討部会としては、今回新たに提案された「通学区域変更案④」を採用するのが妥当と考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>ただいま、部会長から提案のありました通学区域変更案の「案④」について、皆さまより、御異議等がないようでしたら、検討部会として、これを採用し、意見書のとりまとめに向けて、今後の検討部会を進めさせていただいと考ておりまます。</p> <p>—意見、異議なし—</p> <p>(部会長)</p> <p>では、青木小学校の通学区域の見直しにつきましては、「案④」に基づき実施する方向で、今後、当検討部会として意見をとりまとめてまいりたいと考ておりまます。</p>
	<p>5 その他、事務連絡等</p> <p>(部会長)</p> <p>以上で本日の議題を終了いたします。次第に戻りまして、次第5「その他、事務連絡等」に入ります。事務局、お願いいいたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>本日、御説明いたしましたが、今後、この検討部会におきましては、本日、方向性がとりまとめられました「案④」を基に、意見書の作成を進めてまいります。なお、意見書につきましては、皆様にゼロから作成</p>

	<p>いただくのではなく、事務局にて原案を作成し、そちらを部会委員の皆さんに御確認いただき、御意見をいただくかたちでとりまとめを行っていただきたいと考えております。</p> <p>意見書の中心となるのは、通学区域変更に関する記載となる見込みですが、それだけでなく、学区変更に伴う諸課題、例えば「通学安全対策」等についても、御議論をいただくことを想定しております。</p> <p>通学区域変更後に青木小学校の学区から外れる地域において、安全対策が不十分と思われる箇所を中心に、事務局にて「通学安全点検」を実施し、その結果を皆様に御提示する予定です。その際、「ここも危険ではないか」、「ここはこういった対応が必要ではないか」等について、次回の検討部会で御議論いただければと思っております。また、「通学安全点検」については、11月中もしくは12月上旬に実施する予定でございます。点検予定箇所については、事前に御連絡いたしますので、その際にお気づきの点がございましたら御指摘いただき、「ここも確認してほしい」といった御意見等も頂戴できれば幸いです。</p> <p>こうした内容を含めまして、意見書のとりまとめを進めていただきたいと考えております。</p>
	<p>(委員)</p> <p>(通学安全点検に) 同行させていただくことは可能ですか。</p>
	<p>(事務局)</p> <p>御希望がございましたら、事務局より実施日時を事前に御連絡いたしますので、その際に御都合がつくようであれば、御一緒に実施することも検討したいと考えております。</p>
	<p>(委員)</p> <p>今回はまだ決定じゃないですよね。とりまとめもこれで決定しましたというように聞こえました。</p>
	<p>(事務局)</p> <p>意見書の中心となる青木小学校の不足教室対策については、本日の検討部会にて、通学区域の変更を行ったうえで、「案④」を採用するという方向で意見がとりまとめられたと承知しています。</p> <p>その他の付随事項、課題につきましては、現時点では決定しておりず、残りの検討部会において御議論いただくことになります。</p> <p>繰り返しになりますが、「案④」を前提として今後、意見書を最終的にとりまとめてまいりますので、方向性としてはその方針で進めるとい</p>

	<p>うことになると思います。</p> <p>また、検討部会で決まったことが最終的な決定ということではございませんので、検討部会の意見としては、このようにまとまりましたという意見書をこれから教育委員会まで上げて審議していく流れとなります。</p> <p>(事務局)</p> <p>次の第5回検討部会の開催につきましては、年をまたぐ形となり、「1月中下旬」頃を予定しております。日程調整表につきましては、11月中または12月初旬頃にお示しできる見込みでございますので、改めて御連絡をさせていただきます。</p> <p>なお、次回の検討部会におきましても、冒頭に公開・非公開の取扱いについて御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で事務連絡を終了いたします。</p> <p>(部会長)</p> <p>それでは、第4回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会は、これをもって閉会いたします。</p> <p>本日は御出席いただき、誠にありがとうございました。</p>
資料 ・ 特記事項	<p>【資料】</p> <p>資料1 委員名簿</p> <p>資料2 席次表</p> <p>資料3 「青木小学校」学校規模適正化等検討部会ニュース（第3号）</p> <p>資料4 第3回部会での御質問への回答資料</p> <p>資料5 青木小学校学区内の保育園・幼稚園あてお知らせ</p> <p>資料6 事務局に寄せられた御意見等一覧</p> <p>資料7 青木小学校の学校規模適正化等について</p>